

資 料

- 用語解説
- 相談機関
- 世界人権宣言
- 日本国憲法（抄）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 岐阜市市民憲章、生涯学習都市宣言
- 岐阜市子どもの権利に関する条例
- 岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部要綱

用語解説

生き合う力

この言葉は、「相手とまっすぐに向き合う」「呼べば答える（呼応）」関係を通して、人はよりよく生活することができるという考え方を表します。互いに相手を尊重しよりよく生き合うことにより、生き合う力を培い。その中で生きる力をつけていくのです。

「共生」と「生き合う力」は違います。人と人が互いに別々の方を向いていても共生はできますが、生き合うことはできません。互いにまっすぐに向き合うことでしか生き合う力は生まれてこないのです。

エイズ (AIDS)

ヒトの免疫不全ウイルス (HIV) の感染により、生きていくために必要な身体の抵抗力（免疫）が壊されて免疫機能が働かなくなる病気です。正確には「後天性免疫不全症候群」といいます。また、HIV 感染者とは、HIV の感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人を指します。

えせ同和行為

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然とした態度で対処することが望まれます。

外国人市民

外国籍の人に限らず外国籍であったが日本国籍を取得した人、国際結婚などによって生まれた人など外国にルーツを持つ人などを総じて「外国人市民」という

学校裏サイト

一般的には、中学校や高校の生徒が自分の学校について情報交換をしたり噂話をしたりするための場として立ち上げた、非公式なインターネットや携帯電話における掲示板のことです。生徒同士がクチコミでパスワードを伝え、他人がアクセスできないようになっているものや、パソコンで閲覧できない携帯電話専用サイトなどがあります。個人を名指しした中傷や、いじめを促すような個人攻撃、といった悪質行為の温床になっているとして問題視されています。

更生保護活動（BBS、協力雇用主、更生保護女性会）

国が、民間ボランティアの人たちと連携して、刑を終えて出所した人が、地域社会の中で早期に更生できるよう助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動です。

＜民間ボランティアの活動＞

*保護司

保護観察対象者の指導や生活環境の調整、犯罪予防活動などに取り組んで、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア

*更生保護施設

犯罪や非行をした人の社会復帰に際し、自立までの間、居室や食事を提供したり、生活指導などを行っている民間の施設

*更生保護協会

就労支援をはじめとする更生支援や、更生保護活動の円滑な実施のための研修や資金援助、広報活動などを行う民間団体です。

*更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体

*BBS会 「Big Brothers and Sisters Movement」

「兄」や「姉」のような身近な存在として少年たちと接し、相談に乗ったりしながら地域に根ざした非行防止活動を行っている青年ボランティア団体

*協力雇用主

保護観察を受けている人などを雇用することをで、自立更生を援助する民間事業者

高齢者虐待

2005（H17）年11月9日法律第124号として公布され、翌年の4月1日に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、次のとおり虐待の主な種類を定めている。

- ・身体的虐待：暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
- ・心理的虐待：脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。
- ・性的虐待：本人が同意していない、性的な行為やその強要。
- ・経済的虐待：本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
- ・介護・世話の放棄・放任：必要な介護サービスの利用を妨げたり世話をしないなどにより、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動で、毎年7月を強調月間として全国的に展開されています。

この運動は、1949（昭和24）年に施行された「犯罪者予防更生法」の思想に賛同した東京銀座の商店主たちが、「犯罪者予防更生法実施記念フェア（銀座フェア）」と名付けたイベントを繰り広げたのが発端となり、1951（昭和26）年から実施されてきました。

街頭パレードや講演会、非行問題を話し合うミニ集会、青少年相談、地域の連帯意識を高めるためのスポーツ大会などが行われます。

児童の権利に関する条約

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約のことです。我が国は、1994年（平成6年）4月に締結しています。

性的指向

人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などがあります。

性同一性障がい

個別に関する自我同一性（アイデンティティ）に何らかの障がいがあるというのが直接の意味です。身体的な性別と精神的な性別の自覚が一致せず、現在おかれた性別と、それに伴う社会的な性役割に強い違和感を抱く症候ともいえます。世界保健機構（WHO）などによる基準では、「身体的性別とは反対の性別への、持続する精神的同一感」などとも説明されています。肉体は男性で、したがって戸籍上も男性だが、女性として生きることを望む人、逆に身体は女性でも、男性として生活したい人に関する症状をいいます。

成年後見制度

認知症、知的障がい者、精神障がい者など精神上の障がいによって判断能力の十分でない人々が一方的に自分に不利な契約を結ばないように、一定の決められた人が本人の不十分な判断能力を補い、保護する制度です。

セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせる様々な行為をいいます。

ドメステック・バイオレンス

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えらる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどの障がいによって判断能力が十分でない人の権利を擁護することを目的として、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行い、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業です。

ネットいじめ

携帯電話を安易に用い、相手の気持ちを考えずに、悪口や人権を侵害するような内容をメールで瞬時に配信する。その結果、相手を深く傷つけたり、大きなトラブルを起こしたりしていじめに発展していくことです。

ネットカフェ難民

これまで過ごしていた自宅・寮を様々な事情で退去して住居がなく、24時間営業のインターネットカフェ・漫画喫茶で夜を明かし、日雇い派遣労働などで生活を維持している人のことです。ネットカフェ難民は、ホームレスの一種です。

ノーマライゼーション (normalization)

障がい者など社会的に不利を負う人々も包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

パブリック・コメント

行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ住民から意見を募り、それを意志決定に反映させることを目的とした制度です。この指針策定にあたってはパブリック・コメントを実施しました。

バリアフリー

もともとは建築用語で、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味ですが、より広く、障がい者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

ハンセン病

1873年(明治6年)にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

ブログ (W. W. W. Log : ワールド・ワイド・ウェブ・ログ)

インターネットの掲示板に、作者の個人的な体験や日記等、様々な話題が書き込まれたもの。

プロバイダ

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要がある、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダです。

プロバイダ責任制限法

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報に掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

プロフ

プロフィールサイトのことで、住所や連絡先、趣味やスポーツなどの情報を書き込んで交換するプロフィール帳のインターネット版です。このプロフに写真や名前、メールアドレス、学校名、趣味、日記、リンク先などが書き込まれていて、だれも見られるネット上に個人情報が気軽に掲載されています。このような個人情報の流失によって事件に巻き込まれることが多発しています。

メンタルヘルスケア

「心・精神面」について積極的にその健康度を高め、常に「よりよい心の状態をつくり、豊かでいきいきとした生活を送る」という考え方です。

しかし、現代は、情報化、管理化、無規範化などで、ストレスの重圧が増大し、家庭、学校、職場、地域などで、心の不健康状態にある人々が増加しています。このような人々に対して、カウンセリング（治療的面接）という方法で改善に取り組まれています。

相 談 機 関 一 覧

*困ったときは、ここに相談を！

<人権相談窓口>

岐阜地方法務局人権擁護課	岐阜市金竜町5丁目13番地 (岐阜合同庁舎)	058-245-3181
岐阜県環境生活部 人権施策推進課	岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-1111 内線 2442
岐阜市市民参画部 人権啓発センター	岐阜市神田町1丁目11番地	058-265-4141 内線 6372
岐阜市市民相談室	岐阜市今沢町18番地	058-265-4141 内線 3281

<えせ同和行為相談窓口>

岐阜地方法務局人権擁護課	岐阜市金竜町5丁目13番地 (岐阜合同庁舎)	058-245-3181
岐阜県環境生活部 人権施策推進課	岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-1111 内線 2442
岐阜県警察本部 暴力110番	岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-274-7444
(財)岐阜県暴力追放 推進センター	岐阜市藪田南5丁目14番1号	058-277-1613 0800-200-8930
岐阜県弁護士会 民事介入 暴力被害者救済センター	岐阜市端詰町22番地	058-265-0020
岐阜市市民参画部 人権啓発センター	岐阜市神田町1丁目11番地	058-265-4141 内線 6372
岐阜県県民生活相談センター (クーリングオフ等の相談)	岐阜市藪田南5丁目14番53号 (県民ふれあい会館)	058-277-1003
岐阜市消費生活センター (クーリングオフ等の相談)	岐阜市橋本町1-10-23 (ハートフルスクエアG)	058-268-1616

<いじめ等相談窓口>

少年センターいじめ相談	(岐阜市教育委員会)	0120-43-1474
いじめ相談24	(岐阜県総合教育センター)	0120-740-070
子どもの人権110番	(岐阜地方法務局)	0120-007-110
青少年SOSセンター	(岐阜県男女参画青少年課)	0120-247-505
子ども・家庭電話相談室	(中央子ども相談センター)	0120-76-1152 058-276-4152
教育相談ほほえみダイヤル	(岐阜教育事務所)	0120-745-070
チャイルドラインぎふ	(18歳までの子ども対象)	0120-99-7777

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、

かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利

を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日交付

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 1 1 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 1 2 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 1 3 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 1 4 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

- 第15条** 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- 第16条** 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条** 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条** 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

岐阜市民憲章

わたくしたち岐阜市民は 金華山と長良川のもつ美しい自然にはぐくまれてきた伝統をうけつぎ市民相互のつながりを強め 自由と平和を尊ぶまちをきずくため

- 1 自然をいかし 人間を尊重する
住みよいまちをきずきます
- 1 青少年には夢 老人には安らぎのある
心のかよったまちをきずきます
- 1 働くことに喜びをもち 健全に余暇を楽しむ
活気あるまちをきずきます
- 1 きまりを守り 相手の気持ちを大切にし
助けあいのあるまちをきずきます
- 1 広く交わり 教養を高め 個性を伸ばし
豊かなまちをきずきます

1973（昭和48）年3月27日

生涯学習都市宣言

私たちは

金華山と長良川に象徴される豊かな自然を守り
楽市楽座の持つ自由で創造的な気風を高め
人権を尊重し、互いに支え合うあたたかい地域社会と
活力に満ちた住みよいまちを
主体的な活動によって実現します

そのために私たちは、子どもから大人まで

自ら学び・楽しみ・貢献することで生きがいをもつ
生涯学習の生き方を進めます

ここに自らの意思を明らかにするため

「生涯学習都市」を宣言します

1996（平成8）年4月1日

岐阜市子どもの権利に関する条例

平成18年3月27日

条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 一人の人間として持っている子どもの権利（第3条—第8条）

第3章 子どもの権利を保障する責務（第9条—第14条）

第4章 権利の自覚と他の人の権利を尊重する責務（第15条）

第5章 子どもの権利推進委員会（第16条）

第6章 雑則（第17条）

附則

人は、だれもが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

子どもは、生まれたときから一人ひとりが権利の主体であり、大人の都合やその場の感情などでその権利が侵害されることがあってはなりません。

私たちは、子ども一人ひとりが、本来持っている力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、子どもの権利の保障に最大限努めます。

そのために、子どもの権利を保障し、支援するまちづくりに取り組みます。

子どもの皆さん。

この条例においては、子ども一人ひとりが生まれながらに権利の主体であることを改めて確認するとともに、子どもの特に大切な権利を明記しています。これらの権利は、最大限守られなければなりません。

一人ひとりが権利の主体であるということは、自分に権利があると同時に他の人にも権利があるということです。自分が権利の主体であることを自覚し、その上に立って他の人の権利を認識し、おたがいの権利を尊重する責務があることを理解することが大切です。一人ひとりの権利が大切にされる社会は、多くの人々のこうした自覚と認識と理解の中でつくられているのです。

私たちは、可能性に満ちたすべての子どもの幸せのために、子どもの自主性を尊重し、その権利を保障することを目的として、ここに岐阜市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約に基づき、すべての子どもの幸せのために、子どもの自主性を尊重し、その権利を保障することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を持つことがふさわしいと認められる人をいいます。

2 この条例において「子どもが育ち・学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子ども

が育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

第2章 一人の人間として持っている子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第3条 この章に規定する権利は、子どもが一人の人間として持っている特に大切な権利として保障されなければなりません。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、家庭や社会の中で個人として尊重され、安全に安心して生きるために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。
- (6) 性的に不当なあつかいを受けないこと。

(のびのびと育つ権利)

第5条 子どもは、社会の中で一人の人間としてより良く育つために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分に関することを主体的に決めること。
- (3) 遊んだり、文化、芸術、スポーツに親しんだりすること。
- (4) 学ぶこと。
- (5) 安心して心や体を休ませること。
- (6) 放任されず、適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけること。

(自分を守り、自分が守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られる権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 権利を侵害される状況からのがれること。
- (2) 成長をさまたげる状況から保護されること。
- (3) 個人の秘密が守られること。
- (4) 人格を傷つけられないこと。

(意見を述べ、参加する権利)

第7条 子どもは、自分に影響をおよぼすすべての事らについて意見を述べる権利があり、仲間と集い、参加する権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 必要な情報を取得すること。
- (2) 自己表現や意見の表明ができ、それらが尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 年齢や成長に応じて社会に参画し、意見が反映されること。

(適切な支援を受ける権利)

第8条 子どもは、国籍のちがい、障害のあるなしその他置かれた状況に応じ、必要に応じて適切な支援を受けることができます。

第3章 子どもの権利を保障する責務

(市の責務と役割)

第9条 市は、市民と協働して必要な施策を策定し、実施し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、前項の責務を果たすため、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及と啓発に努めること。
- (2) 子どもがなやみや困りごとを相談することができ、保護者が子どもを育てることに关して相談し、支援を受けることができる環境の整備に努めること。
- (3) 市民全体で子どもを見守り、子どもの権利を保障する環境の整備に努めること。
- (4) 市の組織を充実させるとともに、他の関係機関と連携し、子どもを権利の侵害から救済するため、必要な施策を実施すること。
- (5) 子どもが、市の取組について情報を取得し、意見を述べ、参加することができるよう努めること。

(保護者の責務と役割)

第10条 保護者は、自分が、養育する子どもの権利を保障するための第一義的な責任を負うことを認識し、その権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 子どもに愛情を持って接し、子どもの安全と健康のために最大限の配慮をすること。
- (2) 子どもの個性と人格を尊重し、教育を受け、文化、芸術、スポーツに接する機会を作るよう努めること。
- (3) 家庭が、子どもにとって楽しく安心していられる場所となるよう配慮するとともに、適切な生活習慣と基礎的な社会性が身につくよう努めること。
- (4) 子どもを虐待しないこと。
- (5) 子どもの大切な秘密を不当に侵害しないように努めること。
- (6) 子どもの意見を尊重するよう努めること。

(地域住民の責務と役割)

第11条 地域住民は、身近にいる子どもに関心を持って見守り、働きかけ、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 地域住民は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 子どもの権利を守り、子どもが一人の人間として健やかに成長していくことができるよう、安全で安心なコミュニティづくりに努めること。
- (2) 子どもを見守り、必要に応じて関係機関へ連絡や相談をするなどの支援に努めること。
- (3) 子どもが、地域の活動について情報を取得し、意見を述べ、主体的に参画することができるよう努めること。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の責務と役割)

第12条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが主体的に育ち・学ぶことができる環境をつくり、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

(1) 子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの立場に立った施設の運営を図るよう努めること。

(2) 虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止のために措置を講じるとともに、関係者や関係機関との連携に努めること。

(3) 施設の運営について子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くよう努めること。

(4) 子どもの個性を尊重し、一人ひとりに応じた保育や教育などを行うとともに、子どもが必要とする情報を提供するよう努めること。

(事業者の責務と役割)

第13条 事業者は、その事業活動において子どもの権利を尊重するとともに、その事業所で働く従業者が、子どもの権利を尊重できるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

(1) 事業活動が子どもに深く影響をおよぼす場合があることを認識し、子どもの権利に配慮した事業活動を行うよう努めること。

(2) 事業所で働く従業者に対し、子どもの権利が保障されるための必要な措置を講じるとともに、子どもの権利についての理解をうながすよう努めること。

(共通の役割)

第14条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者は、子どもの権利を守るため、相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。

2 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者は、各々の役割を通して、子どもが自分の権利について自覚するよううながすとともに、子どもが他の人の権利を尊重することの大切さを理解することができるよう努めなければなりません。

第4章 権利の自覚と他の人の権利を尊重する責務

(子どもの責務と役割)

第15条 子どもは、自分の権利について自覚し、他の人の権利を認め、尊重するよう努めなければなりません。

2 子どもは、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

(1) 自分の権利について学び、正しく行使することを通して自分の権利を実現するよう努めること。

(2) いじめや差別など他の人の権利を侵害する行為を行わず、また、これらの行為がなくなるよう努めること。

(3) 地域活動やボランティア活動などに主体的に参画するよう努めること。

第5章 子どもの権利推進委員会

第16条 市と市民がそれぞれの責務と役割を果たすとともに、子どもの権利が総合的に保障さ

れるよう、岐阜市子どもの権利推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

- 2 推進委員会は、次にかかげる事項について審議し、必要に応じて市に報告を求めます。
 - (1) 子どもの権利を保障する市の施策の実施に関すること。
 - (2) 子どもの権利の保障の状況に関すること。
- 3 推進委員会は、前項各号に定める事項について、必要があると認めた場合は、市に対して提言することができます。
- 4 推進委員会は、委員15人以内で組織します。
- 5 委員は、次にかかげる者のうちから、市長が委嘱、任命をします。
 - (1) 人権擁護、教育、児童福祉、保健医療の関係者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 公募に応じた市民
 - (4) 前3号にかかげる者のほか、市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 委員は、再任されることができます。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織、運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第6章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
男女共同参画推進審議会委員	日額 9,200円		男女共同参画推進審議会委員	日額 9,200円	
子どもの権利推進委員会委員	日額 9,200円		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部要綱

平成22年4月1日決裁

(設置)

第1条 本市の人権教育・啓発行動計画について、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的に推進するため、岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の人権教育・啓発行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号の事務の実施に関し、本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民参画部に関する事務を主に担任する副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて、副本部長及び本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務の調査検討に従事するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、人権啓発センター所長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第7条 幹事会に、推進本部の所掌事務の具体的事項を検討するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表第3に掲げる課に所属する職員で、当該課の課長が推薦した者（以下「担当者」という。）をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、人権啓発センター所長をもって充てる。
- 4 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、作業部会の会議に担当者以外の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市民参画部人権啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(岐阜市人権擁護啓発推進庁内連絡会要綱の廃止)

2 岐阜市人権擁護啓発推進庁内連絡会要綱(平成12年4月19日決裁)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

副市長(副本部長となる副市長を除く。) 教育長 理事 部長 広報監 工事検査室長 市民病院長 ごみ減量・資源化統括審議監 消防長 中心市街地活性化統括審議監 技術統括審議監 住民自治推進統括審議監 薬科大学長 女子短期大学長 教育委員会事務局長 議会事務局長 柳津地域振興事務所長 会計管理者 監査委員事務局長 市長公室次長 財政部次長
--

別表第2(第6条関係)

企画部総合政策課長 市長公室広報広聴課長 財政部財政課長 財政部税制課長 行政部行政課長 工事検査室管理監 商工観光部商工観光政策課長 農林部農林政策課長 市民生活部市民生活政策課長 福祉部福祉政策課長 健康部健康政策課長 市民病院事務局病院政策課長 自然共生部自然共生政策課長 環境事業部環境事業政策課長 都市防災部都市防災政策課長 消防本部消防総務課長 まちづくり推進部まちづくり推進政策課長 都市建設部都市建設政策課長 基盤整備部基盤整備政策課長 上下水道事業部上下水道事業政策課長 市民参画部市民参画政策課長 薬科大学事務局庶務会計課長 女子短期大学事務局総務管理課長 教育委員会事務局教育政策課長 柳津地域振興事務所地域振興総務課長 ぎふ清流国体推進部総務企画課長 会計課長 議会事務局議会総務課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局監査課長 農業委員会事務局長
--

別表第3(第7条関係)

広報広聴課 行政課 職員育成課 商工観光政策課 経営雇用対策課 福祉政策課 介護保険課 障がい福祉課 高齢福祉課 生活福祉課 福祉医療課 子ども家庭課 保育事業課 健康政策課 健康増進課 地域保健課 病院政策課 市民病院医事課 市民参画政策課 市民協働推進課 市民相談室 男女共同参画・文化課 国際課 教育政策課 学校指導課 社会教育課 青少年教育課 少年センター
--

基 本 理 念

- 1 「生き合う力」を育もう
- 2 人権感覚を日常生活に根づかせよう
- 3 「差別の土壌」となる意識や考え方を見直そう
- 4 共生と協働の心の輪を広げよう

第2次岐阜市人権教育・啓発行動計画
〔2010（平成22）年3月〕

発 行 岐阜市
編 集 岐阜市市民参画部人権啓発センター
〒500-8720 岐阜市神田町1丁目11番地
TEL. 058-265-4141（内線 6371・6372）